

排水設備工事の流れ

申請者	→ 見積依頼	→	指定工事店
	← 見積書	←	
申請者と指定工事店による契約			
指定工事店	→ 排水設備新設等計画確認申請書	→	市
	← 排水設備新設等計画確認書	←	
指定工事店による工事着手～工事完了			
指定工事店	→ 排水設備工事完了届	→	市
	→ 公共下水道使用開始（休止・廃止・再開・変更）届	→	
申請者、指定工事店、市の3者による検査			
市	→ 排水設備検査済証	→	申請者

申請者と指定工事店の間での契約等に基づき、排水設備工事を進めてください。また、見積書作成にあたって、検査時において疑義の生じるような施工内容については、あらかじめ、指定工事店から市に協議した上で、ご作成ください。

また、見積書の内容については、申請者と十分協議し、納得いただいてからの工事着手をお願いします。（指定工事店の見積もり内容について、納得されていない申請者が、相談に来られる場合があります。）

具体的な施工内容が決まれば、排水設備新設等計画確認申請書【A】を作成し、市にご提出ください。提出書類等に不備があった場合は基本的に再提出をお願いします。審査完了後、指定工事店に連絡しますので、速やかに排水設備新設等計画確認書【B】の受領をお願いします。なお、排水設備新設等計画確認書【B】には施工要件を追記する場合がありますので、必ず工事着手前に受領をお願いします。排水設備新設等計画確認書【B】は申請者保管分となりますので、必ず申請者にお渡しください。控えが必要な場合は、排水設備新設等計画確認書【B】の写しにてご対応ください。

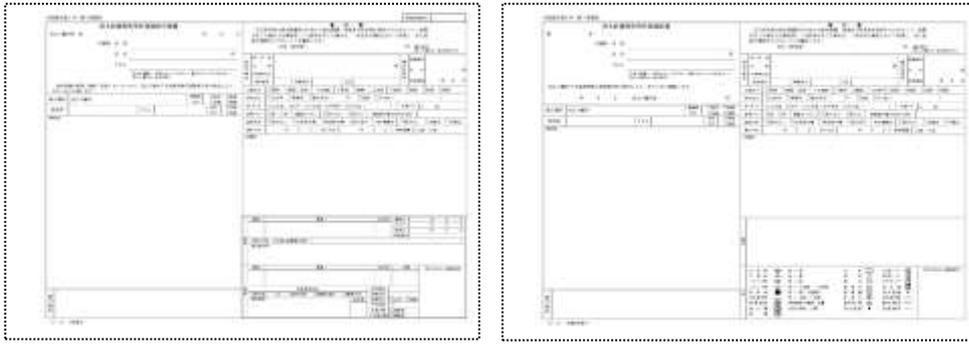
排水設備新設等計画確認書【B】の受領後に工事着手をお願いします。審査完了までに着手することは、近江八幡市下水道条例第6条の規定に違反することとなるため、近江八幡市下水道条例第31条の規定による罰則や、近江八幡市下水道排水設備指定工事店規程第13条の規定による指定取り消し等の処分対象となりますので、厳守していただきますようお願いします。なお、交付から6カ月以内に工事着手のない場合は、近江八幡市下水道条例施行規程第7条の規定により確認を取り消すこととなりますので、ご注意ください。併せてお願いします。

また、工事完了日から5日以内に、排水設備工事完了届【C】および公共下水道使用開始（休止・廃止・再開・変更）届【D】をご提出ください。検査は屋内からの水流しをお願いしますので、できるかぎり申請者立会いのもとで行います。申請者との日程調整は指定工事店にてお願いします。

検査に合格しましたら、排水設備検査済証【E】を交付します。是正指示等があった場合は、速やかに対応をお願いします。排水設備の計画内容が事業系の排水と判断されるものについては、除害施設の設置が必要となります。除害施設工事においても、排水設備工事と同様の流れとなりますので、排水設備新設等計画確認申請書【A】とともに除害施設新設等計画確認申請書【F】、除害施設等管理責任者選任（変更）届【J】をご提出ください。審査完了後、除害施設新設等計画確認書【G】を交付します。工事完了後、排水設備工事完了届【C】とともに除害施設工事完了届【H】をご提出ください。排水設備工事と同様に、検査に合格しましたら、除害施設検査済証【I】を交付します。 ※除害施設検査済証【I】については、後日交付します。連絡がありましたら速やかに受領をお願いします。

なお、公害防止管理者の選任が定められている特定工場等に該当せず、有資格者の選任が不要な事業場で、関係資格を所有していない場合は、除害施設等暫定管理責任者承認申請書【K】をご提出ください。審査完了後、除害施設等暫定管理責任者承認書【L】を交付します。

特定施設を設置する場合も、除害施設等管理責任者選任（変更）届【J】または除害施設等暫定管理責任者承認申請書【K】をご提出ください。また、特定施設設置届出書も必ず併せてご提出ください。



【A】排水設備新設等計画確認申請書

(別記様式第 1 号／近江八幡市下水道条例施行規程第 6 条)

【B】排水設備新設等計画確認書

(別記様式第 4 号／近江八幡市下水道条例施行規程第 7 条)

申請時、A (市保管分) B (申請者保管分)、2 枚 1 組でご提出ください。審査完了後、B を指定工事店に返却しますので、B は必ず申請者にお渡しください。A、B には同じ内容をご記入ください。

排水設備新設等計画確認申請書【A】(以下、宅内申請)は、指定工事店による施工内容が、近江八幡市の基準に沿った計画となっているかを審査します。審査完了後、排水設備新設等計画確認書【B】を交付する旨を市から指定工事店に連絡しますので、必ず受領後に工事着手をお願いします。審査完了までに着手することは、近江八幡市下水道条例第 6 条の規定に違反することとなるため、近江八幡市下水道条例第 31 条の規定による罰則や、近江八幡市下水道排水設備指定工事店規程第 13 条の規定による指定取り消しといった処分対象となります。

《記入要領 P. ○○参照》

【C】排水設備工事完了届

(別記様式第 6 号／近江八幡市下水道条例施行規程第 8 条)

排水設備新設等計画確認書【B】を受領後に工事着手し、工事完了後、完了日から 5 日以内に排水設備工事完了届【C】を公共下水道使用開始(休止・廃止・再開・変更)届【D】と併せてご提出ください。提出の前には必ず、事前確認欄を確認し、必要事項をご記入ください。排水設備工事完了届【C】の受付後、検査日時を調整します。なお、排水設備工事完了届【C】の検査担当者およびTEL欄には連絡の取れる電話番号等をご記入ください。



検査は屋内からの水流しをお願いしますので、できるかぎり申請者立会いのもとで行います。申請者との日程調整は指定工事店にてお願いします。
《記入要領P. ○○参照》

【D】公共下水道使用開始(休止・廃止・再開・変更)届

(別記様式第 16 号／近江八幡市下水道条例施行規程第 12 条)

排水設備工事完了届【C】と併せてご提出ください。提出の前には必ず、下水道への接続時における水道メーターの指針を確認し、必要事項をご記入ください。



下水道使用料を徴収する上で重要な書類ですので、給排水の現状を十分把握し、記載間違いの無いようにご注意ください。

《記入要領P. ○○参照》

【E】排水設備検査済証

(別記様式第 8 号／近江八幡市下水道条例施行規程第 8 条)

排水設備工事の検査に合格しましたら、市から申請者に交付します。



【F】除害施設新設等計画確認申請書

(別記様式第 3 号／近江八幡市下水道条例施行規程第 6 条)

排水設備工事において除害施設を設置する必要がある場合は、宅内申請とは別に除害施設新設等計画確認申請書【F】を併せてご提出ください。申請書は 2 部ご提出ください。審査完了後、除害施設新設等計画確認書【G】と共に申請者保管分として 1 部返却します。申請は宅内申請と同時に原則ですが、事前にご提出くださっても結構です。ただし、宅内申請よりも提出が遅れた場合は、除害施設新設等計画確認書【G】の交付までは、宅内申請の確認書も交付できませんので、十分に留意してください。



【K】 除害施設等暫定管理責任者承認申請書

(別記様式第14号／近江八幡市下水道条例施行規程第11条)

関係資格を所有していない場合は除害施設等暫定管理責任者承認申請書**【K】**をご提出ください。関係資格を所有している場合は除害施設等管理責任者選任(変更)届**【J】**をご提出ください。

《記入要領P.〇〇参照》

施設名称	所在地	施設種別

【L】 除害施設等暫定管理責任者承認書

(別記様式第15号／近江八幡市下水道条例施行規程第11条)

除害施設等暫定管理責任者承認申請書**【K】**の審査完了後、除害施設等暫定管理責任者承認書**【L】**を交付する旨を市から指定工事店に連絡しますので、速やかに受領をお願いします。承認後に資格を取得または講習の課程を修了した際は、必ず除害施設等管理責任者選任(変更)届をご提出ください。

施設名称	所在地	施設種別